

砂利等の採取に関する規制計画書

令和5年3月

北陸地方整備局

1－1．規 制 計 画

(令和5年度～令和9年度)

荒川、阿賀野川、信濃川下流、信濃川、関川、常願寺川、神通川

荒川水系荒川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	荒川	左岸：新潟県岩船郡関川村 大字下川口557の1地先 右岸：新潟県岩船郡関川村 大字湯沢山国有林402林班地先 (No. 18.5k)	海に至るまで (No. -0.5k)	19.0
支 川	大石川	川口橋	荒川合流点まで	0.15
	計			19.15

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

荒川においては、河床低下等を理由に全川で採取を禁止してきたが、河口部及び荒川取水堰上流の貝附地区等は堆積傾向にあり、第1次砂利採取規制計画以降計画的に採取を許可している。河川整備計画においては、流下能力確保のため河道掘削が位置付けられており、現在改修事業において河道掘削を実施中である。

一方、岩船地域の骨材需要は、日本海沿岸東北自動車の事業が継続しているとともに、近年多発している災害への対応等により今後も需要が見込まれている。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については、採取可能量である735千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね150千m³を計画的に許可していく方針である。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
幹 川	荒川	No. 18.5k ～ No. -0.5k	計画の低水路平均河床高	
		乙大日川放水路	T. P. -2.5m	
支 川	大石川	川口橋 ～ 荒川合流点	—	禁止区域

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
支 川	大石川	川口橋	荒川合流点まで	0.15

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (秆杭)	終 点 (秆杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘 要
幹 川	荒川	No. 18.5	No-0.5	19.0	1,506	735	乙大日川放水路を含む
計				19.0	1,506	735	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
荒川	18.5	-0.5	147	147	0	147	147	0	147	147	0
計			147	147	0	147	147	0	147	147	0

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
荒川	18.5	-0.5	147	147	0	147	147	0	735	735	0
計			147	147	0	147	147	0	735	735	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

阿賀野川水系阿賀野川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	阿賀野川	左岸：新潟県阿賀野市小松向島地先 右岸：新潟県阿賀野市小松字上川原地先 (No. 34. 0K)	海に至るまで (No. -0. 6K)	34. 6
支 川	早出川	左岸：新潟県五泉市赤海字下島地先 右岸：新潟県五泉市赤海字善願地先 (No. 4. 6K)	阿賀野川合流点まで (No. 0. 0K)	4. 6
	計			39. 2

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川阿賀野川については、昭和44年4月1日に沢海から阿賀野川頭首工の間を用途規制河川に指定し、計画的に許可を行ってきたものであるが、河床低下の傾向にあったことから除々に採取許可量を減少させた。近年では、全体的に河床が安定傾向にあることから、第15次規制計画以降、禁止区域を設定せず保安区域のみを設定している。また、支川早出川も、平成11年度に捷水路事業を完了してから掘削はされず堆積傾向にあることから、第15次規制計画以降、禁止区域を設定せず保安区域のみを設定している。

一方、骨材需要については、民間需要が安定しており、品質が良好なため、河川砂利の需要は今後も見込まれる。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については採取可能量である4,656千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年830千m³を計画的に許可していく方針である。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
幹 川	阿賀野川	No. 34. 0K ~ No. 28. 8K	計画の低水路平均河床高	
		No. 28. 8K ~ No. 20. 6K	計画の低水路河床高	
		No. 20. 6K ~ No. 16. 4K	計画の低水路平均河床高	
		No. 16. 4K ~ No. -0. 6K	計画の低水路河床高	
支 川	早出川	No. 4. 6K ~ 阿賀野川合流点	計画の低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

禁止区域は設定していない。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (杓杭)	終点 (杓杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘要
幹川	阿賀野川	No. 34.0	No. 28.8	5.2	447	268	
		No. 28.8	No. 20.6	8.2	2,151	1,291	
		No. 20.6	No. 16.4	4.2	867	520	
		No. 16.4	No. -0.6	17.0	3,425	2,055	
支川	早出川	No. 4.6	No. 0.0	4.6	0	0	
計				39.2	6,890	4,134	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
阿賀野川	34.0	-0.6	1,378	826	0	1,378	826	0	1,378	826	0
早出川	4.6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			1,378	826	0	1,378	826	0	1,378	826	0

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和8年度			令和9年度			合計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
阿賀野川	34.0	-0.6	1,378	826	0	1,378	830	0	6,890	4,134	0
早出川	4.6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			1,378	826	0	1,378	830	0	6,890	4,134	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

信濃川水系信濃川下流砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	信濃川 下 流	左岸：新潟県燕市大川津字辰新野 手川欠跡1062番の6地先 右岸：新潟県長岡市中条新田字 丸山1546番の2地先 (No. 50. 7K)	海に至るまで (No. -0. 5' K)	58. 22
派 川	関 屋 分水路	信濃川下流からの分派 (No1. 5K)	海に至るまで (No. 0. 0K-0. 26)	1. 76
派支川	中ノ口川	信濃川下流からの分派 (No. 34. 2K)	左岸：新潟県燕市大字道金 中曾根1071番地先 右岸：新潟県燕市大字道金 榎島2095番の5地先 (No. 33. 6K)	0. 60
	計			60. 58

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川信濃川下流においては、昭和50年代までは活発的な砂利採取に伴う河床低下が顕著であったため、採取許可量を計画的に減量し、第8次規制計画以降は年間80千m³前後の採取許可を行い、刈谷田川合流点部より下流は長期的に安定傾向である。また、大河津分水路分岐点から刈谷田川合流点部は土砂供給がされないため低下傾向である。

一方、骨材需要については、民間需要が安定しており、品質が良好なため、河川砂利の需要は今後も見込まれる。

こうしたことから、河川整備計画を基本に、治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については、採取可能量である1,524千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね300千m³を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断面図表示のとおり。
(複数条件になる場合は表形式とすること)

種別	河川名	区間	掘削基準河床高	備考
幹川	信濃川 下流	No. 50.7K ~ No. 46.4K	計画の低水路平均河床高	
		No. 46.4K ~ No. 11.4K	計画の低水路平均河床高	
		No. 11.4K ~ No. 10.0K	—	禁止区域
		No. 10.0K ~ No. 1.5K	計画の低水路平均河床高	
		No. 8.5'K ~ No. -0.5'K	計画の低水路平均河床高	本川下流
派川	関屋 分水路	No. 1.5K ~ No. 0.0K-0.26	計画の低水路平均河床高	
派支川	中ノ口川	No. 34.2K ~ No. 33.6K	計画の低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断面図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹川	信濃川 下流	左岸：新潟県新潟市南区 西酒屋地先 右岸：新潟県新潟市江南区 酒屋地先 (No. 11.4K)	左岸：新潟県新潟市南区 獺ヶ通地先 右岸：新潟県新潟市江南区 和田地先 (No. 10.0K)	1.40
	計			1.40

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (杵杭)	終 点 (杵杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘 要
幹 川	信濃川 下 流	No. 50.7	No1.5	49.72	2,460	1,476	
		No. 8.5'	No. -0.5'	8.5	1,373	27	
派 川	関 屋 分水路	No. 1.5	No. 0.0 -0.26	1.76	1	1	
派支川	中ノ口川	No. 34.2	No. 33.6	0.60	33	20	
計				60.58	3,867	1,524	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年次別計画 (千m3)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
信濃川下流	50.7	1.5	295	295	0	295	295	0	295	295	0
	8.5'	-0.5'	5	5	0	5	5	0	5	5	0
	小計		300	300	0	300	300	0	300	300	0
関屋分水路	1.5	0.0 -0.26	1	1	0	0	0	0	0	0	0
中ノ口川	34.2	33.6	4	4	0	4	4	0	4	4	0
計			305	305	0	304	304	0	304	304	0

河川名	区 間		年次別計画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
信濃川下流	50.7	1.5	295	295	0	296	296	0	1,476	1,476	0
	8.5'	-0.5'	6	6	0	6	6	0	27	27	0
	小計		301	301	0	302	302	0	1,503	1,503	0
関屋分水路	1.5	0.0 -0.26	0	0	0	0	0	0	1	1	0
中ノ口川	34.2	33.6	4	4	0	4	4	0	20	20	0
計			305	305	0	306	306	0	1,524	1,524	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

信濃川水系信濃川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	信 濃 川	左岸：新潟県十日町市 貝野十二下地先 右岸：新潟県十日町市 田沢フナシ乙地先 (No. 74. 8k)	左岸：新潟県燕市大河津頭無地先 右岸：新潟県燕市五千石分水路 地先 (No. -1. 5k)	76. 5
派 川	大 河 津 分 水 路	左岸：新潟県燕市大河津頭無地先 右岸：新潟県燕市五千石分水路 地先 (信濃川NO. -1. 5k)	海に至るまで	9. 1
支 川	魚 野 川	新潟県南魚沼氏五日町川島地先 (No. 27. 9k)	信濃川合流点まで (No. 0. 0k)	27. 9
	太 田 川	新潟県長岡市左近町中島地先 (No. 1. 2k)	信濃川合流点まで (No. 0. 0k)	1. 2
	計			114. 7

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川信濃川、支川魚野川においては、昭和44年に魚野川合流点より下流及び魚野川の直轄管理区間を用途規制河川に指定していたが、平成30年に用途規制を解除し、現在では年間400千m3程度を採取許可しており、河道はおおむね安定傾向にある。また、派川大河津分水路においては、現在に至るまで河道維持の観点から採取許可を行っていない。

一方、中越地方の骨材需要は昭和50年代前半の新幹線、高速道路の建設時をピークにその後減少傾向にあったが、平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震、平成23年7月に発生した長野県北部地震、平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨に伴う震災関連事業等により増加した。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については、採取可能量である14,780千m3（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね3,000千m3を計画的に許可していく方針とする。なお派川大河津分水路については、引き続き禁止していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断面図表示のとおり。

種別	河川名	区間	掘削基準河床高	備考
幹川	信濃川	No. 74.8k ~ No. 51.5k	計画の低水路平均河床高	
		No. 51.5k ~ No. 30.0k	計画の低水路平均河床高	
		No. 30.0k ~ No. 8.5k	計画の低水路平均河床高	
		No. 8.5k ~ No. -1.5k	計画の低水路平均河床高	
派川	大河津 分水路	No. 0.4k ~ 海に至るまで	—	禁止区域
		信濃川No. -1.5k~No. 0.4k	計画の低水路平均河床高	
支川	魚野川	No. 27.9k ~ No. 20.0k	計画の低水路平均河床高	
		No. 20.0k ~ No. 0.0k	計画の低水路平均河床高	
	太田川	No. 1.2k ~ No. 0.0k	旧計画河床高+0.5m	

(2) 掘削基準断面

別添横断面図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
派川	大河津 分水路	左岸：新潟県燕市大河津頭無地先 右岸：新潟県燕市五千石分水路 地先 (No. 0.4K)	海に至るまで	8.4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (秆杭)	終点 (秆杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘要
幹川	信濃川	No. 74.8	No. -1.5	76.5	18,723	14,080	
派川	大河津 分水路	信濃川 No. -1.5	海に至る まで	9.1	0	0	
支川	魚野川	No. 27.9	No. 0.0	27.9	778	700	
	太田川	No. 1.2	No. 0.0	1.2	0	0	
計				114.7	19,501	14,780	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区間		年次別計画 (千m3)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
信濃川	74.8	51.5	340	340	0	340	340	0	340	340	0
	51.5	30.0	650	650	0	650	650	0	650	650	0
	30.0	8.5	530	530	0	530	530	0	530	530	0
	8.5	-1.5	1,310	1,310	0	1,310	1,310	0	1,310	1,310	0
	小計		2,830	2,830	0	2,830	2,830	0	2,830	2,830	0
大河津分水路	信濃川 -1.5	海に至るまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚野川	27.9	20.0	70	70	0	70	70	0	70	70	0
	20.0	0.0	70	70	0	70	70	0	70	70	0
	小計		140	140	0	140	140	0	140	140	0
計			2,970	2,970	0	2,970	2,970	0	2,970	2,970	0

河川名	区 間		年次別計画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
信濃川	74.8	51.5	340	340	0	337	337	0	1,697	1,697	0
	51.5	30.0	650	650	0	644	644	0	3,244	3,244	0
	30.0	8.5	530	530	0	494	494	0	2,614	2,614	0
	8.5	-1.5	1,310	1,310	0	1,285	1,285	0	6,525	6,525	0
	小計		2,830	2,830	0	2,760	2,760	0	14,080	14,080	0
大河津 分水路	信濃川 -1.5	海に至 るまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚野川	27.9	20.0	70	70	0	67	67	0	347	347	0
	20.0	0.0	70	70	0	73	73	0	353	353	0
	小計		140	140	0	140	140	0	700	700	0
計			2,970	2,970	0	2,900	2,900	0	14,780	14,780	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

関川水系関川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	関川	左岸：新潟県上越市大字島田 字諏訪田1572の2地先 右岸：新潟県上越市大字新長者 字上川原1217地先 (No. 12. 2k)	海に至るまで (No. 0. 0K)	12. 2
支 川	保倉川	左岸：新潟県上越市佐内町 2855の2地先 右岸：新潟県上越市頸城区 西福島字古城4の丁276地先 (No. 1. 6K)	関川合流点まで (No. 0. 0K)	1. 6
	計			13. 8

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川関川、支川保倉川の国管理区間の砂利採取可能量は、約1,640千m³と推定されるが、砂利採取業者からの骨材採取要望がなく、これまでに河川砂利採取は行われていない。

しかしながら、今後、需要の変化等が生じた場合に砂利採取が可能なよう、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については、採取可能量の1,636千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね330千m³を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
幹 川	関川	No. 12. 2K ~ No. 0. 0K	計画の低水路平均河床高	
支 川	保倉川	No. 1. 6K ~ No. 0. 0K	計画の低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域
該当なし。

(2) 保安区域
別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (杆杭)	終点 (杆杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘要
幹川	関川	No. 12.2	No. 0.0	12.2	1,788	1,609	
支川	保倉川	No. 1.6	No. 0.0	1.6	34	27	
計				13.8	1,822	1,636	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
関川	12.2	0.0	320	320	0	320	320	0	320	320	0
保倉川	1.6	0.0	5	5	0	5	5	0	5	5	0
計			325	325	0	325	325	0	325	325	0

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和8年度			令和9年度			合計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
関川	12.2	0.0	320	320	0	329	329	0	1,609	1,609	0
保倉川	1.6	0.0	5	5	0	7	7	0	27	27	0
計			325	325	0	336	336	0	1,636	1,636	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

常願寺川水系常願寺川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	常願寺川	左岸：富山県富山市岡田 字岩谷割地先 右岸：富山県中新川郡立山町横江 字伏部地先 (No. 21.5K)	海に至るまで (No. 0.0K)	21.5

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

常願寺川においては、天井川が概ね解消され、全川の河床変動は比較的小さく、直轄区間で河床は比較的安定傾向にある。また、河道における流下能力は河口部を除き概ね満足している。しかし、洪水が発生した場合に流送土砂が河床内に堆積するものと推測されるため、砂利採取と連携した適切な土砂の管理が必要となっている。

一方、県内における骨材需要は、大規模な需要がなく安定しており、横這いあるいは減少するものと推定されるが、川砂利は陸砂利に比べて品質が良好なことから、骨材としての需要が高い。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画については、採取可能量である1,268千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね250千m³を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
幹 川	常願寺川	No. 21.5K ～ No. 18.0K	現況低水路平均河床高～+0.8m	
		No. 18.0K ～ No. 10.2K	現況低水路平均河床高	
		No. 10.2K ～ No. 7.3K	現況低水路平均河床高～+1.4m	
		No. 7.3K ～ No. 4.4K	現況低水路平均河床高～+2.2m	
		No. 4.4k ～ No. 3.0K	現況低水路平均河床高～+2.1m	
		No. 3.0K ～ No. 0.0K	—	禁止区域

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	常願寺川	左岸：富山県富山市町袋地先 右岸：富山県富山市田袋地先 (No. 3.0K)	海に至るまで (No. 0.0K)	3.0

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (秆杭)	終 点 (秆杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘 要
幹 川	常願寺川	No. 21.5	No. 3.0	18.5	1,453	1,268	
計				18.5	1,453	1,268	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
常願寺川	21.5	3.0	254	254	0	254	254	0	254	254	0
計			254	254	0	254	254	0	254	254	0

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
常願寺川	21.5	3.0	253	253	0	253	253	0	1,268	1,268	0
計			253	253	0	253	253	0	1,268	1,268	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

神通川水系神通川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長(km)
幹 川	神通川	左岸：富山県富山市長川原 字浦山地先 右岸：富山県富山市長走 字開割地先 (No. 24. 2K)	海に至るまで (No. 0. 0K)	24.2
派 川	西派川	神通川分派点から (No. 20. 2K)	神通川合流点まで (No. 17. 8K)	2. 4
支 川	井田川	左岸：富山県富山市八尾町福島 字宇川原地先 右岸：富山県富山市八尾町八尾 字十三国尻地先 (No. 14. 8K)	神通川合流点まで (No. 0. 0K)	14. 8
	熊野川	左岸：富山県富山市栗山 字野田割地先 右岸：富山県富山市安養寺 字砂田割地先 (No. 5. 7K)	神通川合流点まで (No. 0. 0K)	5. 7
	計			47. 1

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川神通川においては、経年的な河床変化から、かつては活発な砂利採取によるものと考えられる河床低下が生じていたが、平成元年以降の砂利採取量の減少に伴い、河床は概ね安定してきている。しかし、砂州の固定化及び樹林化により、砂州部への堆積が生じ、比高が増大して滞筋が固定化する横断形状の変化が見られる。また、神通川下流部、支川井田川、熊野川において、流下能力が不足する区間があり河道掘削が必要な状況にある。

一方、県内における骨材需要は、大規模な需要がなく安定しており、横這いあるいは減少するものと推定されるが、川砂利は陸砂利に比べて品質が良好なことから、骨材としての需要が高い。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、保安区域及び禁止区域を設定するとともに、令和5年度以降5箇年の規制計画は、採取可能量である1,629千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね330千m³を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断面図表示のとおり。

種別	河川名	区 間	掘削基準河床高	備 考
幹 川	神通川	No. 24. 2K ～ No. 21. 8K	現況低水路平均河床高	
		No. 21. 8K ～ No. 19. 2K	現況低水路平均河床高～+6. 0m	
		No. 19. 2K ～ No. 10. 8K	現況低水路平均河床高	
		No. 10. 8K ～ No. 3. 0K	現況低水路平均河床高～+2. 7m	
		No. 3. 0K ～ No. 0. 0K	現況低水路平均河床高	
派 川	西派川	分岐点 ～ 合流点	—	禁止区域
支 川	井田川	No. 14. 8K ～ No. 12. 4K	現況低水路平均河床高	
		No. 12. 4K ～ No. 10. 4K	現況低水路平均河床高～+2. 3m	
		No. 10. 4K ～ No. 1. 4K	現況低水路平均河床高	
		No. 1. 4K ～ No. 0. 0K	現況低水路平均河床高～+0. 8m	
	熊野川	No. 5. 7K ～ No. 0. 0K	現況低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断面図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長(km)
派 川	西派川	神通川分岐点から (No. 20. 2K)	神通川合流点まで (No. 17. 8K)	2. 4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (秆杭)	終 点 (秆杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘 要
幹 川	神通川	No. 24. 2	No. 0. 0	24. 2	2,053	1, 490	
支 川	井田川	No. 14. 8	No. 0. 0	14. 8	140	112	
	熊野川	No. 5. 7	No. 0. 0	5. 7	31	27	
計				44. 7	2, 224	1, 629	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	起点	終点	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量
神通川	24. 2	0. 0	298	298	0	298	298	0	298	298	0
井田川	14. 8	0. 0	22	22	0	22	22	0	22	22	0
熊野川	5. 7	0. 0	5	5. 4	0	5	5	0	5	5	0
計			325	325	0	325	325	0	325	325	0

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			合 計		
	起点	終点	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量	許 可 又 は 認 可 の 予 定 量	採 取 可 能 量 中 の 許 可 又 是 認 可 の 予 想 量	流 下 予 想 量
神通川	24. 2	0. 0	298	298	0	298	298	0	1, 490	1, 490	0
井田川	14. 8	0. 0	23	23	0	23	23	0	112	112	0
熊野川	5. 7	0. 0	6	6	0	6	6	0	27	27	0
計			327	327	0	327	327	0	1, 629	1, 629	0